別紙 5

平成２２年度 事務事業評価調書（新規用）

北広島市

整理番号	659	事務事業名	汚泥有効利用推進事業	作成部署	下水処理センター	電話	短縮 550
事務区分	■自治事務 □法定受託事務	部長職名	青山 章二	課長職名	村上 清志	作成日	平成22年9月10日
事務事業開始年度	H23	根拠法令等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・肥料取締法				
〃 終了予定年度	H25						

【１ 事務事業の概要 】

下水処理センターから発生する汚泥については現在、肥料取締法に基づく乾燥汚泥肥料として100%緑農地還元を行っている。 しかしながら平成２３年度から生ごみ、平成２５年度からし尿・浄化槽汚泥の受入れ処理に伴い、汚泥の性状が変化することから肥料取締法の基準に適合した安全な汚泥肥料として緑農地還元を行っていくため、汚泥分析、植害試験等を行う。また、汚泥量が増加することから、新たな利用拡大を図るため、乾燥汚泥肥料を小袋詰にして各種イベント等で配布、ＰＲを行う。

【２ 計 画 】

上位施策との関連（総合計画体系）		（第 ５ 章） 快適な生活環境のまち
		（第 ６ 節） 下水道の整備
		（第 ２ 施策） 発生汚泥の有効利用
目的	対象（誰、又は何を）	下水処理センターから発生するバイオマスを含む下水汚泥
	意図	※ 何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか。
		下水処理センターで新たな「バイオマス（生ごみ、し尿・浄化槽汚泥）」を受入れ処理することから、緑農地還元を基本として、発生汚泥の性状や量の変化に対応した活用方法を構築する。
手段	※ 市が行う事務事業の具体的な実施内容（補助等の場合は、団体の活動内容）	
	平成 23年度	・乾燥汚泥重金属等溶出・含有量試験 年１２回 ・乾燥汚泥植害試験 年１回 ・ＰＲ用乾燥汚泥肥料小袋購入 9000枚 ・乾燥汚泥運搬保管業務
	平成24年度	・乾燥汚泥重金属等溶出・含有量試験 年１２回 ・乾燥汚泥植害試験 年１回 ・乾燥汚泥運搬保管業務
	平成25年度以降	同 上

【３ 費用の予定額 】

（単位：千円）

【事業費の推移】		23年度予定額	24年度予定額	年度以降の予定額 24 ～ 25 年度	年度以降の予定額 毎年度（参考値）
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財	6,709	4,812	5,712	
	一般財源				
	① 合 計	6,709	4,812	5,712	0
人件費（概算）	② 人 数（年間）	0.50	0.50	0.50	
	③ 1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	④＝②×③	4,500	4,500	4,500	0
総 事 業 費 ①＋④		11,209	9,312	10,212	0

整理番号	659

【４ 指　標 】

【事務事業を評価する指標（ものさし）】			指　　標　　値			
	指　　標　　名	単位	23年度目標	24年度目標	25年度目標	最終目標
基本指標	発生乾燥汚泥量	t	820	820	930	
活動指標	① 乾燥汚泥緑農地還元量	t	820	820	930	
	②					
	③					
	④					
成果指標	① 乾燥汚泥緑農地還元率 緑農地還元量/発生汚泥量	%	100	100	100	
	②					
	【指標の定義（算式等）】					
	③					
	【指標の定義（算式等）】					

【５ 評　価 】

チェック項目		評点	選択理由、説明等
妥当性	・市民や社会の要求に合致しているか ・上位施策を達成するために必要な事務事業か （目的妥当性の度合） ・行政が関与しなければならない事務事業か （公共性・公益性の度合）	3	下水処理センターから発生する汚泥を乾燥汚泥肥料として、利活用を図っていくことは循環型社会形成の趣旨に合致している。
有効性	・成果指標値から見て、目標の達成度は適切か （達成度合） ・目的を達成するための手段（実施方法）は有効か （手段有効度合）	3	下水道汚泥を肥料取締法の基準に適合した乾燥汚泥肥料として利活用していくために、有効かつ必要な手段である。
効率性	・投入する予算や人員に見合った効果が得られるか （費用対効果の度合） ・効率的な実施方法か （同じ経費で他に効率的な方法はないか）	3	汚泥分析については、試験結果を確認しながら適宜回数の減について検討していく。
公平性	・受益者負担の必要性はないか ・当該事業による利益が、特定の個人や団体に偏っていないか	－	当該事業は、該当しない。
緊急性	・すぐに実施する必要があるか （緊急度合） ・熟度は高まっているか	3	平成２３年４月から生ごみ、平成２５年４月から し尿・浄化槽汚泥の受入・処理が開始される。
評点区分	３　適　切　　２　改善の余地がある　　１　不適切		

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】	□ 法律の義務付けあり　■ 法律の義務付けなし

【民間活力の活用性評価】 （事業担当部局が評価）	■ 民間等での実施または市民等との協働の可能性はほとんどなく、市で実施していく。 □ 民間等での実施または市民等との協働が可能であり、検討していく。 □ 民間等で実施または協働して取り組んでいく。

【事業担当部局による説明】	現在下水道汚泥は、肥料取締法の基準に適合した乾燥汚泥肥料として、全量緑農地還元を行っているが、生ごみ、し尿・浄化槽汚泥を受入れた後も、現在と同様に緑農地還元を図っていくための事業である。

【６ 総合判定と説明 】

総　合　判　定	説　　明　（内部評価委員会の意見）
■ 実施する □ 再検討（見送り） □ 実施しない	新たなバイオマス受け入れに伴う活用方法の構築は理解できるが、経費も含め効果的なＰＲ方法について検討すること。